

第五 地方税制について

聖域なき構造改革という国民的課題を考えると、地方税制の改革とて例外ではありえない。いやむしろ、地方制度と地方財政制度とを大胆に改革し、地方行政の効率化をはかるべきである、との国民世論が高まっており、地方税の見直しが大きな課題となっている。地域住民、とりわけ納税者に信頼される地方税制をつくるために、当面、次の諸項目については是正を求めたい。

1. 事業税制度の是正

事業税、とくに法人事業税の改革に当たっては、地方行政費は広く地域全体が負担すべきであるという応益負担の考え方に立って、現行法人事業税の廃止または大幅減税とあわせ外形課税化を検討する必要がある。ただし実際に外形課税を創設するときには、景気情勢や中小企業への影響、さらには法人事業と個人事業との関係、税務執行などの問題を慎重に検討する。

外形課税化については総務省を中心に具体策が検討されているが、先に試案として提示された加算法の所得型付加価値税は業種間・地域間の格差が大きく国境税の調整、地方消費税との関連から考えてみても問題点が多く受け入れ難い。あえて提案すれば法人住民税均等割の拡充、地方消費税の活用などが考えられるが、この場合も現行税制の代替財源としてではなく、応益負担としての適正水準の税負担にとどめるべきである。

2. 事業所税の廃止

特定都市等で課税されている事業所税は、課税対象からみて固定資産税と二重課税をしているという性格が強い。また課税主体が一部地域に偏在し、公平な課税という原則からみて問題があり、廃止するのが適切である。

3. 個人住民税の見直し

所得税の改革の項で提起したが、住民税も課税最低限が高すぎ、かつ均等割負担が軽すぎる等の問題がある。税率構造の見直し等と併せ中堅所得層の負担を軽減する方向で積極的な見直しをはかるべきである。